

事業者(団体)等の皆さまへのお願い

1. 事業所(団体)における感染予防対策(手洗い・うがいの励行、咳エチケット、消毒液の設置、手すり・ドアノブ・スイッチの消毒など)の徹底をお願いします。
2. 宿泊客やご来訪の方に風邪のような症状がある場合は、相談窓口をご紹介します。
3. 多くの人が集まる行事・イベント等の開催については左記の取り組みを行ってください。
4. 風邪のような症状のある従業員が、大事をとって休むことに対するご理解と休みやすい環境の整備にご協力をお願いします。

イベント等の開催について

市内で開催されるイベントについては、感染予防対策の観点から、開催の必要性を改めて検討していただくようお願いします。

イベントや集会を開催される場合は、以下の感染予防対策の徹底をお願いします。

- ① 来場者に対し、手洗いなど感染予防対策の徹底を促す
- ② 会場の入口等にアルコール消毒薬を設置する
- ③ 発熱や咳など風邪のような症状がある方への参加の自粛を事前に呼びかける
- ④ ③の状態の方が来場された場合は、入場を見合わせていただくとともに、相談窓口を紹介する
- ⑤ 高齢者や糖尿病、心不全、呼吸器などの疾患がある方で感染リスクを心配される方は、参加を自粛いただくよう協力を要請する
- ⑥ 可能な限り、イベント参加者が密集する状態とならないよう配慮する



市または指定管理者が主催するイベント等への対応方針

不特定多数が参加する場合は原則として中止または延期とします。やむを得ず実施する場合は、感染予防対策を徹底します。対応の期間は3月3日までとしますが、今後の状況により延長する場合があります。

相談窓口

帰国者・接触者相談センター(飛驒保健所)

新型コロナウイルスに関して、心配なことがある場合はご連絡ください。

☎ 33-1111 内線 309・310

相談受付時間:24時間

(一社)日本感染症学会からのメッセージ(抜粋)

- 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)のある方は相談窓口へご相談ください。
- 新型コロナウイルスに感染しても、多くの場合は風邪のような症状や軽い上気道炎などで約1週間で症状が軽快します。

※新型コロナウイルス感染の検査(PCR法)は、県が必要と判断した場合に実施され、結果の判明には1日~数日かかります。(厚生労働省HP)

お配りします 家庭用無料ごみ処理券

令和2年度にお使いいただく一般家庭用の無料ごみ処理券を3月1日(日)から22日(日)までに配布員が全世帯(※)にお配りします。

家の改築、その他の理由でこの時期に住民登録地に不在の方は至急ご連絡ください。

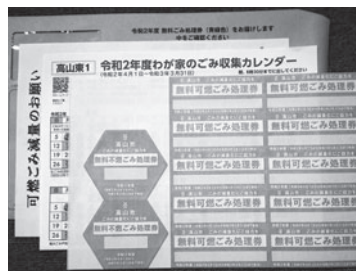
このごみ処理券は4月1日から使えるもので、色は青緑色です。同封のごみ収集カレンダーを誤って捨ててしまわないようご注意ください。

配布員が各世帯に確実に配れるよう、各世帯において、表札の表示や郵便受けにお名前を表示するなどの準備をお願いします。

※令和2年2月1日現在、高山市に住民登録している世帯です。ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

(問合せ) 生活環境課 ☎35-3138 広報ID 1010561

なお、現在お使いの可燃ごみ処理券(茶色)が余った場合は、資源回収を行う小中学校PTAなどの団体が4月から5月にかけて回収しますのでご協力ください。



「守りたい 森と未来を 炎から」 山火事予防運動は3月1日(日)~4月30日(木)

この季節は登山や山菜採りなどで入山する機会が増えます。豊かな緑と大切な山の資源を守るためにも、山林における火の取り扱いには十分注意しましょう。

なお、火災警報が発令されている時は、屋外でのたき火や火入れ、山林などでの喫煙は禁止されます。



「ひとつずつ いいね! で確認 火の用心」 春の火災予防運動は3月1日(日)~7日(土)

これからの季節は火災が起こりやすい気象状況となります。火の取り扱いには十分注意して、家庭や地域ぐるみで防火に努めましょう。

(問合せ) 消防本部予防課 ☎32-3027